

議案第42号

朝来市下水道条例の一部を改正する条例制定について
朝来市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年5月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づく常駐・専任規制の見直しが実施されること、及び標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）に準じて除害施設設置の基準項目を追加するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市下水道条例の一部を改正する条例

朝来市下水道条例（平成17年朝来市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規程（平成31年朝来市公営企業管理規程第7号。以下「指定業者規程という。）」を「規程」に、「が専属する」を「を選任する」に、「指定業者規程」を「同規程」に改める。

第6条第2項中「指定業者規程」を「規程」に改める。

第11条第1項中「法第12条の10第1項」を「法第12条の11第1項」に改め、同項第9号中「。以下「令」という。」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

第11条第2項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号資料

朝来市下水道条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事（<u>規程</u>で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、<u>朝来市下水道排水設備工事指定業者に関する規程</u>（平成31年朝来市公営企業管理規程第7号。以下「<u>指定業者規程</u>」という。）で定める技能を有する者（以下「<u>責任技術者</u>」という。）が専属する業者として<u>指定業者規程</u>で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「<u>指定業者</u>」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。 2 指定業者に関する必要な事項は、<u>指定業者規程</u>で定める。 3 (略) (除害施設の設置等) 第11条 法第12条第1項及び<u>法第12条の10第1項</u>の規定により、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排出される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) (略) (2)～(8) (略) (9) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「<u>令</u>」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それ	(排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事（<u>規程</u>で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し、<u>規程</u>で定める技能を有する者（以下「<u>責任技術者</u>」という。）を<u>選任</u>する業者として<u>同規程</u>で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「<u>指定業者</u>」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。 2 指定業者に関する必要な事項は、<u>規程</u>で定める。 3 (略) (除害施設の設置等) 第11条 法第12条第1項及び<u>法第12条の11第1項</u>の規定により、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排出される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) (略) (2) <u>アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</u> (3)～(9) (略) (10) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に掲げる

ぞれ当該各号に掲げる数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 2 前項各号に掲げる物質又は項目以外のもので、兵庫県が定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（前項第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）にあっては、当該排水基準を適用する。	数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 2 前項各号に掲げる物質又は項目以外のもので、兵庫県が定める条例により公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（前項第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）にあっては、当該排水基準を適用する。
--	--